備考

1　「表示・表示の消除」欄には、成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。

2　法第28条第２項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

3　「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。

4　令第10条第２項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第４項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第４項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第２項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。

5　投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の３第１項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の３の２第４項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の７第１項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

6　選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

別記第二号様式（投票人名簿の抄本等の様式）（第１条関係）

住　　所	氏（ふり）　名（がな）	生年月日	性　別	備　　考

備考

1　法第28条の規定により投票人名簿に表示若しくは訂正等をしたとき、法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたとき又は令第８条の規定により表示の消除をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。

2　令第10条第２項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第４項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第４項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第２項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。

3　投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の３第１項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の３の２第４項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の７第１項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

4　抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

投　票　人　名　簿　の　抄　本	調製現在日
都（道府県）郡（市）(区）町（村）　投票区	年　月　日

5　抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この投票人名簿の抄本は、　年　月　日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。

都（道府県）郡（市）(区）町（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名印

別記第三号様式（縦覧に供する書面の様式）（第11条関係）

住　　所	氏（ふり）　名（がな）	生　年　月　日	備　　考

備考

1　法第28条の規定により投票人名簿に表示（令第８条の規定により表示の消除をしたときを除く。）若しくは訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。

2　この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

縦覧期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
投　票　人　名　簿　登　録　者　一　覧　表
都（道府県）郡（市）(区）町（村）　　投票区

3　この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第24条の規定により縦覧に供する書面である。

年　　月　　日
都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

別記第四号様式（投票人名簿登録証明書交付申請書の様式）（第11条関係）

投票人名簿登録証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第10条の規定によって投票人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所
生年月日
何年何月何日
氏　　名
都（道府県）郡（市）(区）町（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名あて

添付書類
船員手帳（船員である旨の証明書）

備考

1　氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

2　船員である旨の証明書の証明者は、船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）又は船長（それらの代理人を含む。）とする。